

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-191550

(P2017-191550A)

(43) 公開日 平成29年10月19日(2017.10.19)

(51) Int.Cl.		F I	テーマコード (参考)	
G06Q	20/10	(2012.01)	G06Q 20/10	3E040
G06Q	20/18	(2012.01)	G06Q 20/18	5L055
G07D	9/00	(2006.01)	G07D 9/00	451B
			G07D 9/00	436B

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2016-81978 (P2016-81978)	(71) 出願人	000005108 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
(22) 出願日	平成28年4月15日 (2016.4.15)	(74) 代理人	110000176 一色国際特許業務法人
		(72) 発明者	青木 悠香 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所内
		(72) 発明者	藤江 健一 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所内
		(72) 発明者	杉山 智之 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所内

最終頁に続く

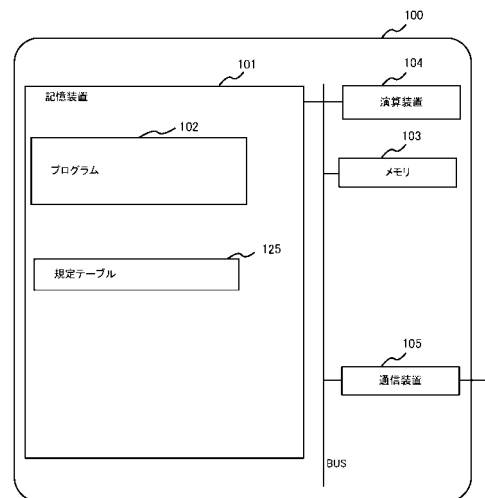
(54) 【発明の名称】 払込業務支援システムおよび払込業務支援方法

(57) 【要約】

【課題】金融機関とその顧客の双方において、払込業務に伴う各種作業を効率化する。

【解決手段】払込業務支援システム100において、税金や振込等の各払込業務の内容に応じた処理規定を格納したテーブル125を記憶する記憶装置101と、顧客提示の納付書に対するスキャンデータから、当該納付書に記載の払込内容を文字認識で得たATM200より、当該払込内容の情報を受信し、当該払込内容の情報をテーブル125に照合して、当該払込内容が示す払込業務の遂行可否を判定し、当該判定により遂行可となった払込業務を、所定手順に従ってATM200と協働し実行する演算装置104を含む構成とする。

【選択図】図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

税金や振込等の各払込業務の内容に応じた処理規定を格納したテーブルを記憶する記憶装置と、

顧客提示の納付書に対するスキャンデータから、当該納付書に記載の払込内容を文字認識で得た A T M より、当該払込内容の情報を受信し、当該払込内容の情報を前記テーブルに照合して、当該払込内容が示す払込業務の遂行可否を判定し、当該判定により遂行可となった払込業務を、所定手順に従って前記 A T M と協働し実行する演算装置と、

を備えることを特徴とする払込業務支援システム。

【請求項 2】

前記演算装置は、

前記遂行可否の判定に際し、前記払込内容の情報を前記テーブルに照合して、当該払込内容の示す納付日が、当該払込業務における納付期限内であるか判定し、前記納付日が前記納付期限を越えている場合、当該納付書の払込内容に基づく延滞金計算を所定規則に基づき実行し、当該計算により得た延滞金額が前記払込内容の示す納付額を越えている場合、当該払込業務の遂行不可と判定し、所定処理を実行するものである、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の払込業務支援システム。

【請求項 3】

前記演算装置は、

前記遂行可否の判定の結果に基づき、払込業務の遂行不可と判定した納付書について、前記 A T M に備わる複数スタッカのうち、当該 A T M が所属する金融機関のスタッフ対応向けの納付書回収用スタッカに排出する旨の指示を当該 A T M に送信するものである、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の払込業務支援システム。

【請求項 4】

前記排出の指示を受信した場合、当該払込業務の遂行不可と判定された納付書を、当該 A T M に備わる複数スタッカのうち、当該 A T M が所属する金融機関のスタッフ対応向けの納付書回収用スタッカに排出する A T M を更に含む、

ことを特徴とする請求項 3 に記載の払込業務支援システム。

【請求項 5】

税金や振込等の各払込業務の内容に応じた処理規定を格納したテーブルを記憶する記憶装置を備える情報処理システムが、

顧客提示の納付書に対するスキャンデータから、当該納付書に記載の払込内容を文字認識で得た A T M より、当該払込内容の情報を受信し、

当該払込内容の情報を前記テーブルに照合して、当該払込内容が示す払込業務の遂行可否を判定し、

当該判定により遂行可となった払込業務を、所定手順に従って前記 A T M と協働し実行する、

ことを特徴とする払込業務支援方法。

【請求項 6】

前記情報処理システムが、

前記遂行可否の判定に際し、前記払込内容の情報を前記テーブルに照合して、当該払込内容の示す納付日が、当該払込業務における納付期限内であるか判定し、

前記納付日が前記納付期限を越えている場合、当該納付書の払込内容に基づく延滞金計算を所定規則に基づき実行し、

当該計算により得た延滞金額が前記払込内容の示す納付額を越えている場合、当該払込業務の遂行不可と判定し、所定処理を実行する、

ことを特徴とする請求項 5 に記載の払込業務支援方法。

【請求項 7】

前記情報処理システムが、

前記遂行可否の判定の結果に基づき、払込業務の遂行不可と判定した納付書について、

10

20

30

40

50

前記 A T M に備わる複数スタッカのうち、当該 A T M が所属する金融機関のスタッフ対応向けの納付書回収用スタッカに排出する旨の指示を当該 A T M に送信する、

ことを特徴とする請求項 5 に記載の払込業務支援方法。

【請求項 8】

前記複数のスタッカを備える前記 A T M が、

前記排出の指示を受信した場合、当該払込業務の遂行不可と判定された納付書を、当該 A T M に備わる複数スタッカのうち、当該 A T M が所属する金融機関のスタッフ対応向けの納付書回収用スタッカに排出する、

ことを特徴とする請求項 7 に記載の払込業務支援方法。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

本発明は、払込業務支援システムおよび払込業務支援方法に関するものであり、具体的には、金融機関とその顧客の双方において、払込業務に伴う各種作業を効率化する技術に関する。

【背景技術】

【0002】

昨今、従来の A T M にスキャナ、プリンタを追加装備した、いわゆる高機能 A T M が登場している。こうした高機能 A T M においては、当該金融機関の振込用紙のイメージデータを取得し、このイメージデータから得られる各項目の値に基づいて決済処理等を実行することが可能となっている。

20

【0003】

このような技術としては、例えば、払込用媒体と、前記払込用媒体に基づいて払込処理を行う処理装置とを備える払込処理システムにおいて、前記払込用媒体は、払込情報を記憶している I C タグを有し、前記処理装置は、前記 I C タグに記憶された前記払込情報を読み取る I C タグ読取部を備えることを特徴とする払込処理システム（特許文献 1 参照）などが提案されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

30

【特許文献 1】特開 2 0 0 7 - 1 2 8 2 5 2 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

従来技術においては、帳票等の種類に応じた判定、処理を行う構成となっている。ところが、金融機関を利用する顧客らは、様々な背景で払込手続を希望しており、帳票種類のみで全ての取引を分別し、適宜に遂行することは難しい。

【0006】

例えば、自治体によって公金納付書の取扱規程が異なっている現状において、納付書の種類のみで、例えば単純に所得税、消費税、地方税などと払込業務を判定しても、営業店から自治体への電話確認やテラーと納付者との対面確認等が必要 / 不要であるケースや、納付完了時の領収書等の処理規程が異なるケースなど、現場での実際業務と従来技術による処理内容とがマッチしない状況が存在する。

40

【0007】

そのため、払込業務が却って煩雑化し、金融機関の顧客やその担当者における手間やそれに伴う作業時間の増大を招きかねない結果となっている。

【0008】

そこで本発明の目的は、金融機関とその顧客の双方において、払込業務に伴う各種作業を効率化する技術を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

50

【 0 0 0 9 】

上記課題を解決する本発明の払込業務支援システムは、税金や振込等の各払込業務の内容に応じた処理規定を格納したテーブルを記憶する記憶装置と、顧客提示の納付書に対するスキャンデータから、当該納付書に記載の払込内容を文字認識で得た A T M より、当該払込内容の情報を受信し、当該払込内容の情報を前記テーブルに照合して、当該払込内容が示す払込業務の遂行可否を判定し、当該判定により遂行可となった払込業務を、所定手順に従って前記 A T M と協働し実行する演算装置と、を備えることを特徴とする。

【 0 0 1 0 】

また、本発明の払込業務支援方法は、税金や振込等の各払込業務の内容に応じた処理規定を格納したテーブルを記憶する記憶装置を備える情報処理システムが、顧客提示の納付書に対するスキャンデータから、当該納付書に記載の払込内容を文字認識で得た A T M より、当該払込内容の情報を受信し、当該払込内容の情報を前記テーブルに照合して、当該払込内容が示す払込業務の遂行可否を判定し、当該判定により遂行可となった払込業務を、所定手順に従って前記 A T M と協働し実行する、ことを特徴とする。

10

【 発明の効果 】

【 0 0 1 1 】

本発明によれば、金融機関とその顧客の双方において、払込業務に伴う各種作業を効率化できる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 2 】

20

【 図 1 】本実施形態の払込業務支援システムを含むネットワーク構成図である。

【 図 2 】本実施形態における払込業務支援システムのハードウェア構成例を示す図である。

【 図 3 】本実施形態における A T M のハードウェア構成例を示す図である。

【 図 4 】本実施形態の規定テーブルのデータ構成例を示す図である。

【 図 5 】本実施形態における払込業務支援方法のフロー例を示す図である。

【 発明を実施するための形態 】

【 0 0 1 3 】

- - - ネットワーク構成 - - -

【 0 0 1 4 】

30

以下に本発明の実施形態について図面を用いて詳細に説明する。図 1 は、本実施形態の払込業務支援システム 1 0 0 を含むネットワーク構成図である。図 1 に示す払込業務支援システム 1 0 0 は、金融機関とその顧客の双方において、払込業務に伴う各種作業を効率化するコンピュータシステムである。

【 0 0 1 5 】

当該払込業務支援システム 1 0 0 は、金融機関が運用するサーバ装置を想定する。このサーバ装置は、営業店サーバや A T M 管理用のサーバなど、金融機関における既存サーバの機能を含んでいてもよい。

【 0 0 1 6 】

こうした払込業務支援システム 1 0 0 は、金融機関に備わるセキュアなネットワーク 1 0 に接続し、各営業店の A T M 2 0 0 と通信可能に結ばれている。また、本実施形態における A T M 2 0 0 は、いわゆる高機能 A T M と呼ばれる A T M 装置である。高機能 A T M は、従来型の A T M の構成に加え、帳票等を撮影してイメージデータを取得するスキャナや、領収書等の発行を行うプリンタを備えている。

40

【 0 0 1 7 】

本実施形態の払込業務支援システム 1 0 0 は、こうした高機能型の A T M 2 0 0 と協働し、払込業務を適宜に遂行することとなる。よって、当該払込業務支援システム 1 0 0 には、A T M 2 0 0 が含まれるとすれば好適である。

- - - ハードウェア構成 - - -

【 0 0 1 8 】

50

また、払込業務支援システム100のハードウェア構成は以下の如くとなる。図2に本実施形態の払込業務支援システム100のハードウェア構成例を示す。

【0019】

当該払込業務支援システム100は、SSD(Solid State Drive)やハードディスクドライブなど適宜な不揮発性記憶素子で構成される記憶装置101、RAMなど揮発性記憶素子で構成されるメモリ103、記憶装置101に保持されるプログラム102をメモリ103に読み出すなどして実行し装置自体の統括制御を行なうとともに各種判定、演算及び制御処理を行なうCPUなどの演算装置104、ネットワーク10と接続しATM200との通信処理を担う通信装置105、を備える。

【0020】

なお、記憶装置101内には、本実施形態の払込業務支援システム100として必要な機能を実装する為のプログラム102の他、規定テーブル125が少なくとも記憶されている。この規定テーブル125の具体的なデータ構成については後述する。

【0021】

図3に本実施形態のATM200のハードウェア構成例を示す。本実施形態のATM200は、SSD(Solid State Drive)やハードディスクドライブなど適宜な不揮発性記憶素子で構成される記憶装置201、RAMなど揮発性記憶素子で構成されるメモリ203、記憶装置201に保持されるプログラム202をメモリ203に読み出すなどして実行し装置自体の統括制御を行なうとともに各種判定、演算及び制御処理を行なうCPUなどの演算装置204、ユーザからの入力動作の受け付けと処理データの表示を行うタッチパネル等の入出力装置205、および、ネットワーク10と接続し払込業務支援システム100との通信処理を担う通信装置206、を備える。

【0022】

また、当該ATM200は、上述のとおり高機能型のATMであり、スキャナ207とプリンタ208を更に備えている。

【0023】

なお、当然ながら、当該ATM200は、現金自動預払機として一般的に備えるべき、現金入出金口とその開閉制御機構、現金の搬送、保管の各機構といった構成を含む現金処理機構210を備える。また、本実施形態におけるATM200は、こうした一般的な現金処理機構210に加え、複数のスタッカ220を備えている。

【0024】

こうした複数のスタッカ220は、他組織向けスタッカ2201と、スタッフ対応向けスタッカ2202の、少なくとも2種類のスタッカから構成されている。

【0025】

このうち他組織向けスタッカ2201は、当該払込業務支援システム100およびATM200の協働により払込業務が問題無く遂行され、例えば収納代行先の他金融機関や自治体等に送付されるべき納付書を、取り出し可能に収容しておくスタッカである。一方、スタッフ対応向けスタッカ2202は、遂行可否の判定の結果に基づき、払込業務の遂行不可と判定された納付書を、取り出し可能に収容しておくスタッカである。

【0026】

当該ATM200で読み込まれたいずれの納付書も、払込業務支援システム100からの指示を受けた演算装置204により、納付書搬送機構230を介して排出先が制御され、他組織向けスタッカ2201またはスタッフ対応向けスタッカ2202のいずれかに排出される。

- - - データ構造例 - - -

【0027】

続いて、本実施形態の払込業務支援システム100が用いるテーブル類について説明する。図4に、本実施形態における規定テーブル125の一例を示す。規定テーブル125は、税金や振込等の各払込業務の内容に応じた処理規定を格納したテーブルである。

【0028】

10

20

30

40

50

そのデータ構造は、業務種別、当該業務を受付可能である対象組織、および、納付期限といった値を少なくとも対応付けたレコードの集合体である。

- - - フロー例 - - -

【 0 0 2 9 】

以下、本実施形態における払込業務支援方法の実際手順について図に基づき説明する。以下で説明する払込業務支援方法に対応する各種動作は、払込業務支援システム 1 0 0 がメモリ等に読み出して実行するプログラムによって実現される。そして、このプログラムは、以下に説明される各種の動作を行うためのコードから構成されている。

【 0 0 3 0 】

図 5 は、本実施形態における払込業務支援方法のフロー例を示す図である。この場合、ATM 2 0 0 は、当該 ATM 2 0 0 を利用する顧客が提示した納付書に対し、スキャナ 2 0 7 によるイメージスキャンを実行し、イメージデータを取得する (s 1 0 0)。

10

【 0 0 3 1 】

また ATM 2 0 0 は、取得したイメージデータに対して、所定の OCR 機能 (既存のものを適宜採用する) による文字認識処理を実行し、当該納付書の記載内容、すなわち払込内容の各値 (テキストデータ含む) を特定する (s 1 0 1)。

【 0 0 3 2 】

例えば、払込内容の情報として、国や自治体に納付する税金の納付書に記載された、県民税や市民税、消費税などといった税種、東京都、神奈川県などといった納税対象の自治体名、納付額、納付期限、納税者の氏名、などといったものを想定できる。或いは、他の金融機関の所定口座宛の振込用紙の記載内容 (例 : 店番、科目、口座番号、振込金額等) も想定出来る。勿論、本実施形態における払込業務支援で対象とする納付書は、これらに限定しない。

20

【 0 0 3 3 】

ATM 2 0 0 は、s 1 0 1 で得た払込内容の情報を、ネットワーク 1 0 を介して払込業務支援システム 1 0 0 に送信する (s 1 0 2)。

【 0 0 3 4 】

一方、払込業務支援システム 1 0 0 は、上述の ATM 2 0 0 から、当該納付書に記載の払込内容の情報を受信し、これをメモリ 1 0 3 に格納する (s 1 0 3)。

【 0 0 3 5 】

次に払込業務支援システム 1 0 0 は、メモリ 1 0 3 で保持する払込内容の情報を、規定テーブル 1 2 5 に照合する (s 1 0 4)。

30

【 0 0 3 6 】

例えば、該当納付書が自治体への納税用の納付書で、そこから認識された払込内容の情報が、税種「市民税」、対象自治体「横浜市」、納付額「2 0 0 0 0 円」、納付期限「2 0 1 6 / 0 3 / 1 1」、納税者「太郎」といったものであった場合、当該照合により、「横浜市」の「市民税」に関する納税は可、納付期限「2 0 1 6 / 0 3 / 1 1」は現時点で超過状態、と判定出来る。

【 0 0 3 7 】

こうして払込業務支援システム 1 0 0 は、上述の s 1 0 4 での照合処理により、例えば、税種、対象自治体、および、納付期限のいずれの規定に関しても問題無い結果となれば (s 1 0 5 : y)、当該納付書に関する払込業務は遂行可と特定し、処理を s 1 1 0 に遷移させる。

40

【 0 0 3 8 】

当該 s 1 1 0 において、払込業務支援システム 1 0 0 は、当該 ATM 2 0 0 に対し、当該納付書に関して得ている払込内容に応じた決済処理の実行を指示する。

【 0 0 3 9 】

他方、当該 ATM 2 0 0 は、この指示を受けて、納税者たる利用者から納付額に応じた現金等を受入れて、当該金融機関における所定の勘定系システムとの間で納税用の決済処理を実行することとなる (s 1 1 1)。

50

【 0 0 4 0 】

勘定系システムとの間での勘定処理が成功裏に終了した場合、ATM 200は、その処理結果を印字した領収書をプリンタ 208で出力し(s 112)、処理を終了する。なおこの時、ATM 200は、当該納付書を納付書搬送機構 230で回収しており、スタッカ 220のうち他組織向けスタッカ 2201に搬送、排出するものとする。

【 0 0 4 1 】

他方、上述のs 104での照合処理により、例えば、税種、対象自治体、および、納付期限の規定のうち、少なくとも、税種および対象自治体に関して問題があった場合、すなわち当該納付書が当該金融機関の規定テーブル 125では受入不可の納付書であることが判明すれば(s 105 : n1)、払込業務支援システム 100は、当該納付書に関する払込業務は遂行不可と特定し、処理をs 120に遷移させる。

10

【 0 0 4 2 】

当該s 120において、払込業務支援システム 100は、当該ATM 200に対し、当該納付書に関して払込業務が遂行出来ない旨を表示するよう指示する。

【 0 0 4 3 】

他方、当該ATM 200は、この指示を受けて、入出力装置 205において、納税者たる利用者に対して、当該納付書の内容は当該金融機関で対応出来ないものであるメッセージを表示することとなる(s 121)。またATM 200は、納付書搬送機構 230で回収している当該納付書を、スタッカ 220のうちスタッフ対応向けスタッカ 2202に搬送、排出するものとする。

20

【 0 0 4 4 】

或いは、上述のs 104での照合処理により、例えば、税種、対象自治体、および、納付期限の規定のうち、納付期限の規定に関してその超過が判明したならば(s 105 : n2)、払込業務支援システム 100は、処理をs 130に遷移させる。

【 0 0 4 5 】

当該s 130において、払込業務支援システム 100は、当該納付書の払込内容に基づく延滞金計算を、当該税種に応じた所定規則に基づき実行する。こうした延滞金計算のロジックについては既存の税務計算の規則に沿って実行するものとする。

【 0 0 4 6 】

また払込業務支援システム 100は、この計算により得た延滞金額が、当該納付書に記載の納付額を越えているか判定する(s 131)。

30

【 0 0 4 7 】

この判定の結果、延滞金額が納付額を越えていないことが判明した場合(s 132 : y)、払込業務支援システム 100は、当該納付書に関する払込業務は遂行可と特定し、処理を上述のs 110に遷移させ、以後のステップを同様に実行する。

【 0 0 4 8 】

他方、上述の判定の結果、延滞金額が納付額を越えていることが判明した場合(s 132 : n)、払込業務支援システム 100は、当該払込業務の遂行不可と判定し、処理を上述のs 120に遷移させ、以後のステップを同様に実行する。よって、こうした延滞金が納付書記載の納付額を上回ってしまった場合、当該納付書は、納付書搬送機構 230により、スタッカ 220のうちスタッフ対応向けスタッカ 2202に搬送、排出されることとなる。

40

【 0 0 4 9 】

以上、本発明を実施するための最良の形態などについて具体的に説明したが、本発明はこれに限定されるものではなく、その要旨を逸脱しない範囲で種々変更可能である。

【 0 0 5 0 】

こうした本実施形態によれば、金融機関とその顧客の双方において、払込業務に伴う各種作業を効率化できる。

【 0 0 5 1 】

本明細書の記載により、少なくとも次のことが明らかにされる。すなわち、本実施形態

50

の払込業務支援システムにおいて、前記演算装置は、前記遂行可否の判定に際し、前記払込内容の情報を前記テーブルに照合して、当該払込内容の示す納付日が、当該払込業務における納付期限内であるか判定し、前記納付日が前記納付期限を越えている場合、当該納付書の払込内容に基づく延滞金計算を所定規則に基づき実行し、当該計算により得た延滞金額が前記払込内容の示す納付額を越えている場合、当該払込業務の遂行不可と判定し、所定処理を実行するものである、としてもよい。

【0052】

これによれば、延滞金が生じる納付書に関し、その延滞金額と納付書記載の納付金額との不一致が生じ、そのまま当該払込業務支援システムとATMとが協働して払込業務を自動遂行出来ない状況に対応出来る。この場合、当該払込業務支援システム100は、そうした納付書を、当該ATMにおけるスタッカのうち、スタッフ対応が必要な納付書を回収するためのスタッカに排出する指示を当該ATMに通知するといった処理を行う。

10

【0053】

また、本実施形態の払込業務支援システムにおいて、前記演算装置は、前記遂行可否の判定の結果に基づき、払込業務の遂行不可と判定した納付書について、前記ATMに備わる複数スタッカのうち、当該ATMが所属する金融機関のスタッフ対応向けの納付書回収用スタッカに排出する旨の指示を当該ATMに送信するものである、としてもよい。

【0054】

これによれば、上述の規定テーブルの処理規程で処理対象外、すなわち、当該払込業務支援システムおよびATMの協働による業務遂行不可とされた納付書を確実に回収し、これを金融機関のスタッフ等の処理に回すことが出来る。

20

【0055】

また、本実施形態の払込業務支援システムにおいて、前記排出の指示を受信した場合、当該払込業務の遂行不可と判定された納付書を、当該ATMに備わる複数スタッカのうち、当該ATMが所属する金融機関のスタッフ対応向けの納付書回収用スタッカに排出するATMを更に含むとしてもよい。

【0056】

これによれば、当該払込業務支援システムがATMと効率的に協働して、当該払込業務支援システムおよびATMの協働による業務遂行不可とされた納付書を確実に回収し、これを金融機関のスタッフ等の処理に回すことが出来る。

30

【0057】

また、本実施形態の払込業務支援方法において、前記情報処理システムが、前記遂行可否の判定に際し、前記払込内容の情報を前記テーブルに照合して、当該払込内容の示す納付日が、当該払込業務における納付期限内であるか判定し、前記納付日が前記納付期限を越えている場合、当該納付書の払込内容に基づく延滞金計算を所定規則に基づき実行し、当該計算により得た延滞金額が前記払込内容の示す納付額を越えている場合、当該払込業務の遂行不可と判定し、所定処理を実行する、としてもよい。

【0058】

また、本実施形態の払込業務支援方法において、前記情報処理システムが、前記遂行可否の判定の結果に基づき、払込業務の遂行不可と判定した納付書について、前記ATMに備わる複数スタッカのうち、当該ATMが所属する金融機関のスタッフ対応向けの納付書回収用スタッカに排出する旨の指示を当該ATMに送信するとしてもよい。

40

【0059】

また、本実施形態の払込業務支援方法において、前記複数のスタッカを備える前記ATMが、前記排出の指示を受信した場合、当該払込業務の遂行不可と判定された納付書を、当該ATMに備わる複数スタッカのうち、当該ATMが所属する金融機関のスタッフ対応向けの納付書回収用スタッカに排出する、としてもよい。

【符号の説明】

【0060】

10 ネットワーク

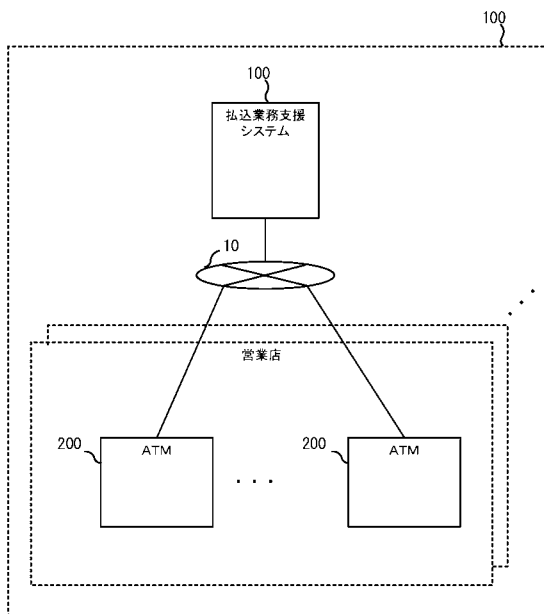
50

- 1 0 0 払込業務支援システム
- 1 0 1 記憶装置
- 1 0 2 プログラム
- 1 0 3 メモリ
- 1 0 4 演算装置
- 1 0 5 通信装置
- 1 2 5 規定テーブル
- 2 0 0 A T M
- 2 0 1 記憶装置
- 2 0 2 プログラム
- 2 0 3 メモリ
- 2 0 4 演算装置
- 2 0 5 入出力装置
- 2 0 6 通信装置
- 2 0 7 スキャナ
- 2 0 8 プリンタ
- 2 1 0 現金処理機構
- 2 2 0 スタッカ
- 2 2 0 1 他組織向けスタッカ
- 2 2 0 2 スタッフ対応向けスタッカ
- 2 3 0 納付書搬送機構

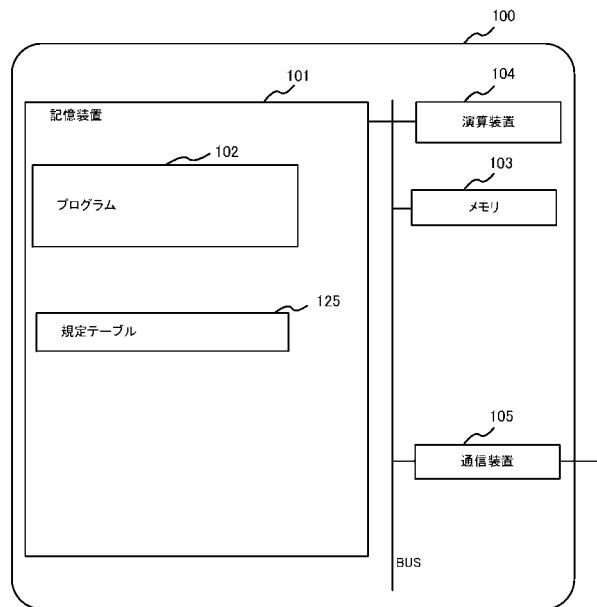
10

20

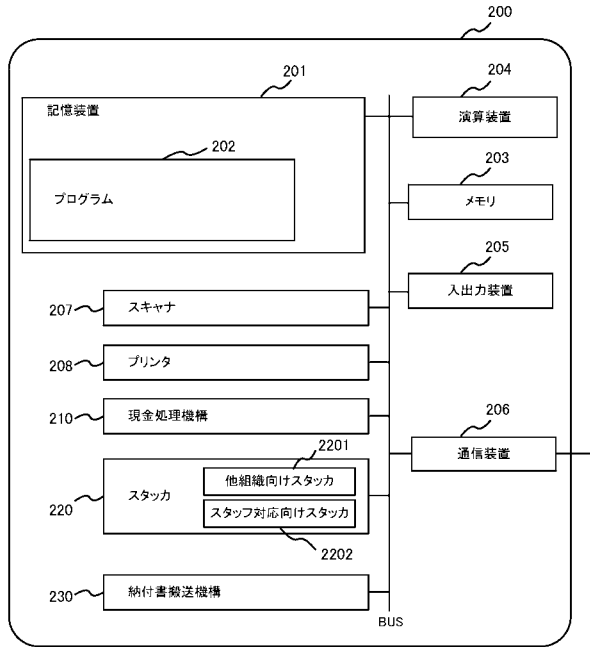
【 図 1 】



【 図 2 】



【図3】

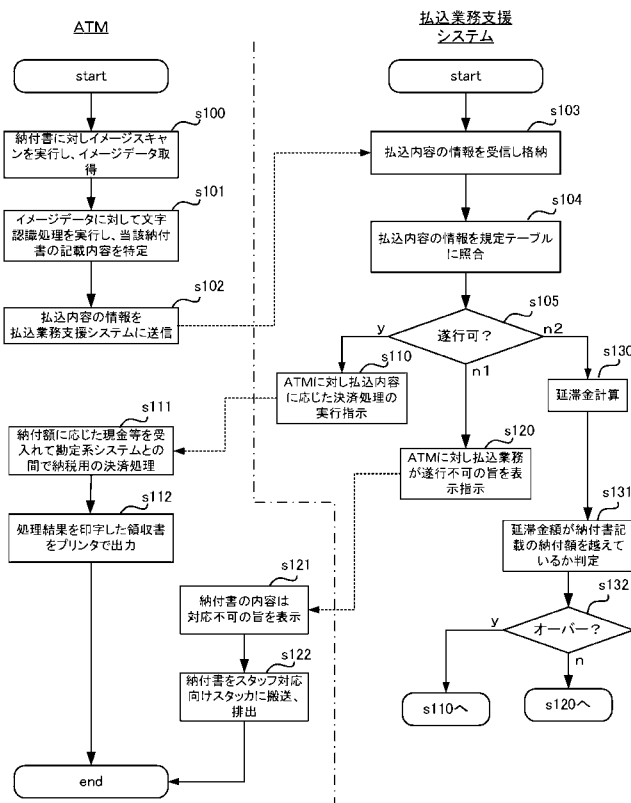


【図4】

規定テーブル 125

業務種別	対象組織	納付期限	...
所得税納付	国	2016/3/15	...
消費税納付	国	2016/3/15	...
...
都税・県民税	東京都、神奈川県、...	2016/3/15	...
市民税	横浜市、...	2016/3/15	...
...

【図5】



フロントページの続き

- (72)発明者 平井 剛
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所内
- (72)発明者 伊東 壮一
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所内
- (72)発明者 後藤 拓人
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所内
- (72)発明者 小林 遼介
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所内
- Fターム(参考) 3E040 AA10 BA07 CB04 EA01 FH05 FJ05
5L055 AA23 AA39